



# 平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度が始まります!

新制度は、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援の仕組みです。

新制度で利用できる主な施設、事業は次のとおりです。

## 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行います。

利用できる子どもの年齢／3～5歳

利用時間／午前9時から午後2時半前後までの教育。

一部の園で預かり保育を実施

利用できる保護者／制限なし

☎：子育て支援課 ☎21-6191

## 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育や教育を行う施設

保育所保育指針に基づいた保育や教育を行います。

利用できる子どもの年齢／0～5歳

利用時間／夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者／就労などにより家庭で保育のできない保護者

☎：子育て支援課 ☎21-6964

## 教育・保育施設

## 認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持つ施設です。保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けられます。

利用できる子どもの年齢・利用時間・利用できる保護者

／就労などにより家庭で保育のできない保護者は保育所（右上）、そうでない保護者は幼稚園（左上）の利用条件となります

☎：子育て支援課 ☎21-6964



## 延長保育事業

保護者の通勤時間等により、通常保育時間内にお子さんの送迎ができない場合には、延長保育が利用できます。

☎：子育て支援課 ☎21-6964

## 放課後児童クラブ

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の適切な遊びや生活の場として開設しています。

☎：青少年育成室 ☎21-6297

## 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問し、保健指導や子育て支援に関する情報提供などを行います。

☎：健康増進課 ☎21-6981

## 子育て短期支援事業

病気や仕事等で、一時的に家庭でお子さんをみられなくなり、身近に頼る人がいない場合などに、市が指定する施設で一時的に預かります。

☎：子育て支援課 ☎21-6604

## 地域の子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭のために、保護者のさまざまな状況や要望に応えた支援をしています。

## 子育て支援センター

親子が気軽に集まって交流したり、子育ての不安・悩みを相談できる場です。子育て関連情報の提供や、子育てに役立つ講習なども実施しています。

☎：子育て支援課 ☎21-6963

## 一時預かり事業(保育所)

保護者の用事や短期の就労、病気、出産など、一時的に家庭での保育ができないときに、保育所での一時保育が利用できます。

☎：子育て支援課 ☎21-6964

## ファミリーサポートセンター事業

お子さんの預かりや送迎などの育児の援助を受けたい方(おねがい会員)へ、育児の援助を有償で行う方(まかせて会員)を紹介します。

☎：子育て支援課 ☎21-6963

## 病児・病後児保育事業

病気や病後のお子さんを、家庭で保育できない場合に、専用保育施設で預かります。

☎：子育て支援課 ☎21-6963